報告事項ウ－２

幼児教育の無償化に係る取組への対応等について

国は，一億総活躍社会の実現に向け，幼児教育無償化の段階的拡大と子どもの貧困対策を目的として，平成２９年度から年収約３６０万円未満相当の世帯を対象とした利用者負担の軽減を拡大することとした。

また，北海道においては，子育て世帯の経済的負担を軽減し，安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的として，多子世帯の保育料軽減支援事業を創設し，保育所等を利用する第２子以降の３歳未満の保育料を無償化することとした。

これに伴い，本市の認可保育所等の保育料について，国及び道の考え方に合わせた負担軽減を行うため，「旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例」を改正する。

≪実施概要≫

【国における幼児教育の段階的無償化】

・市町村民税非課税世帯の第２子無償化

・ひとり親世帯等の第１子保育料をひとり親世帯等以外の市町村民税非課税世帯の第１子並みに軽減

・ひとり親世帯等以外の子どもの保育料を軽減（保育認定子どもを除く）

【北海道における多子世帯の保育料軽減支援事業】

次に該当する者の保育料を無償化する。

・保育所等を利用する０～２歳の保育認定子ども（満３歳に達する年度の３月３１日までにある子どもを含む）

・保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントして第２子目以降

・市町村民税所得割額 169,000 円未満（年収約 640 万円未満相当）の世帯に属する者

【適用期日】

平成２９年４月１日に遡及して適用

１　幼稚園（施設型給付を除く）

国の考え方どおりに保育料の軽減を実施

２　保育所，幼稚園（施設型給付のみ），認定こども園，地域型保育事業

本市独自軽減の仕組みを残しつつ，国及び道の考え方どおりに保育料の軽減を実施

（2･3 号認定の国 8 階層→市 15 階層，第 2 子保育料国 1/2→市 1/4，新制度移行経過措置等）